

明石市立図書館資料収集方針

図書館は、日本国憲法で保障された基本的人権のひとつである「知る自由」をもつ国民に資料と施設を提供することを、最も重要な任務とする機関です。即ち、図書館のサービスの基本は、図書館資料の提供（貸出・閲覧）であり、レファレンスやその他の様々なサービスは、この基本の上に成り立つものです。それらを充実、発展させていくためには、魅力ある資料収集が不可欠です。図書館法の精神に則り、また、「図書館の自由に関する宣言」（日本図書館協会採択 1979 年改訂）を尊重しながら、市民に永く愛され親しまれる図書館を目指し、ここに明石市立図書館資料収集方針を定めます。

（目的）

第1条 明石市立図書館条例・規則に定められた業務等を円滑に運営し、市民が学び、楽しみ、豊かな生活を創造するため、明石市立図書館の資料収集方針を以下のとおり定める。

（定義）

第2条 なお、この資料収集方針における「明石市立図書館」（以下、「図書館」という）は、あかし市民図書館、明石市立西部図書館、移動図書館の3館のことをいう。

（基本方針）

第3条 市民の「知る自由」を保障するため、市民の求める資料・情報は可能な限り提供する。

- 2 市民の要求は、直接の要求だけでなく、潜在している要求や将来想定される要求も考慮する。
- 3 利用者が自ら考え、判断することができるよう、あらゆる思想や主張が共存するよう努める。また、多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
- 4 年齢や身体的条件、文化的な背景に関わりなく誰もが利用できるよう、紙媒体だけでなく、視聴覚資料やデジタルコンテンツ等も含め、多様な形態の資料を収集する。
- 5 個人的な関心や偏見にとらわれることなく、また思想的、宗教的、党派的にかたうことなく、公平に収集しなければならない。
- 6 個人、組織、団体からの圧力や干渉に左右されることなく、あくまでも収集の自由を堅持する。
- 7 明石市立図書館全体として、図書館の一体的なサービスを行うため、それぞれの役割と機能に応じた蔵書構成に留意するとともに、社会状況、利用状況や地域の状況を十分に考慮して、組織的、体系的に収集する。

（収集資料の種類）

第4条 収集する資料は、国内で刊行される資料を中心とし各分野にわたるものとする。図書を中心に、幅広い種類の資料を収集する。図書・雑誌・パンフレット類などの紙媒体の資料、録音・映像などの視聴覚資料のほか、電子図書、利用者自身で必要な知識や情報を得られるためのデータベースなども収集する。

2 収集する資料の種類は、次のとおりとする。

- (1) 一般図書
- (2) 参考図書（事典・辞典・年鑑・白書等）
- (3) 児童図書
- (4) 青少年（ティーンズ）向け図書
- (5) 漫画
- (6) 紙芝居
- (7) 外国語で書かれた資料
- (8) 郷土資料（地域資料・行政資料）
- (9) 逐次刊行物（新聞・雑誌）
- (10) 視聴覚資料
- (11) 電子資料（オンラインデータベース等）
- (12) ユニバーサル資料（大活字図書・点字図書・録音図書等）
- (13) その他

前記に掲げるもののほか、技術の進歩などによる新しい形態の資料については、その普及度・利便性・継続性を考慮し、収集対象に加えるものとする。

(資料選定の方法)

第5条 資料の収集および選定は、図書館員の合議によって行い、図書館長が決定する。

(留意点)

第6条 収集にあたっては、次の点に留意する。

- (1) 本収集方針については、広く市民の理解と協力を得るように努める。
- (2) 常に新鮮で魅力ある蔵書とするため、適宜資料の除籍、更新を行う。尚、除籍、更新の基準は別に定める。
- (3) 自館で提供できない資料については、図書館間の相互協力などの手段によって提供するよう努める。
- (4) 寄贈資料の受入れは、本方針に従う。
- (5) 本方針により収集された資料が、どのような思想や主張をもっていようと、それが図書館および図書館員が支持することを意味するものではない。収集にあたっては、次の点に留意する。

(選定基準)

第7条 この方針に基づき、資料別・主題別などの具体的な選定基準については別に定める。

附則

この方針は平成30年4月1日から施行する。

（平成30年3月20日 教委議案第15号にて可決）